

社会福祉法人若美さくら会  
指定通所介護事業所  
デイサービスセンター和幸苑  
利用契約書

利用者 \_\_\_\_\_

事業者 社会福祉法人若美さくら会  
理事長 大淵 金広  
\_\_\_\_\_

要介護認定を受けた利用者（以下、「利用者」という。）が指定通所介護事業所「和幸苑」（以下「事業所」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される通所介護サービスを受け、代理人または利用者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。〔利用者及び代理人（以下「契約者等」という。）〕

## 第1章 総 則

### （契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙『サービス利用書』に定める通りとします。

## 第2章 期間・計画・サービス

### （契約期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約満了日の2日前までに契約者等から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

### （通所介護計画の作成・変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の、状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「通所介護計画」を作成します。

2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、通所介護の目標を設定し、「通所介護計画」に基づきサービスを計画的に行います。

3 事業者は、利用者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「通所介護計画」の変更等の対応を行います。

4 事業者は、「通所介護計画」の作成及び変更に当たっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

#### **(介護保険給付対象サービス)**

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供します。

#### **(介護保険給付対象外サービス)**

第5条 事業者は、利用者との合意に基づき、以下に定めるサービスを提供します。

(1) 通常のサービスに要する時間を超える通所介護等のサービス。

(2) 介護給付限度額を超える通所介護等のサービス。

2 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が全額負担します。

3 事業者は第1項に定める、各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明します。

#### **(サービス内容及びその提供)**

第6条 利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」（以下「説明書」という）に定めた通りです。

2 事業者は、前項の「説明書」を、その内容につき、利用者及びその家族に説明し、書面による同意を得て交付します。

3 事業者は、「通所介護計画」に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。

4 事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。

5 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。

#### **(緊急時の対応)**

第7条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

### **(居宅介護支援事業者との連携)**

第8条 事業者は、サービス提供にあたり、居宅介護支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの綿密な連携に努めます。

- 2 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助をします。

## **第3章 事業者の義務**

### **(事業者及びサービスの従業者の義務)**

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、利用者から聴取・確認のうえでサービスを実施します。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

### **(守秘義務・個人情報の保護)**

第10条 事業者及び職員は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。なおこの守秘義務は本契約が終了した後も同様です。

- 2 前項の規程にかかわらず、事業者は以下の場合に限り利用者に関する心身の情報を含む個人情報を提供します。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
  - (1) 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
  - (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
  - (3) 現に介護サービスを受けている場合で、利用者が体調等を崩し又は怪我等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
  - (4) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
  - (5) 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合。
- 3 本契約の締結により、前項にかかわる情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、利用者又は家族等の個人情報を利用することができます。

## **第4章 利用者及び契約者の義務**

### **(利用者の施設利用上の注意義務)**

第11条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用します。

- 2 契約者等は、利用者が事業所の施設の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払います。

3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定します。

#### **(利用者の禁止行為)**

第 12 条 利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることはできません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵す。
- (2) けんか 口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼす。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いる。
- (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又これを持ち出す。

### **第 5 章 損害賠償**

#### **(賠償責任)**

第 13 条 事業者は、サービスの提供に当たって、故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた場合には、損害賠償責任を減じることができます。

#### **(損害賠償がなされない場合)**

第 14 条 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 契約者等が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- (4) 契約者等が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

#### **(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)**

第 15 条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、契約者等に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できます。

### **第 6 章 サービスの利用と料金の支払い**

### (利用料金の支払い)

第 16 条 利用者は、介護保険給付対象サービスの対価として、説明書の記載に従い、利用者負担金(所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護給付額を差し引いた差額分(自己負担分：通常はサービス利用料金の 1 割～3 割))を支払います。

2 介護保険給付対象外のサービスについては、利用者は、説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払います。

3 前項の他、利用者は日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払います。

事業者はそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、契約者等の同意を得ます。

4 保険料などの滞納などにより、サービス費の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費を全額支払い、後日保険者から保険給付の払い戻しを受ける手続きをします。

5 事業者は、当月の利用者負担金の請求に明細を付して利用者に請求します。または、利用日ごとにその都度請求します。利用者は利用日毎に現金で支払うか、月末締めの利用料を翌月末までに、次の方法により支払います。

(1) 当事業所指定の金融機関への振替(ただし、振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応)。

(2) 当事業所指定の金融機関への口座振込。

(3) 現金による支払い。

### (利用料金の変更)

第 17 条 前条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更ができます。

2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担が適用されます。その際は、事業者は利用者に事前に説明し同意を得ます。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約できます。

### (利用の中止・変更・追加)

第 18 条 利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加できます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出ます。

2 利用者が、利用当日に利用の中止を申し出た場合、又は申し出なく利用を中止された場合は、説明書に定める所定の取消料を事業者に支払いただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3 事業者は、第 1 項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

### (利用者負担金の滞納)

第 19 条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を 1 か月以上滞納した場合には、事業者は

文書により7日以上期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をしたときは、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

## 第7章 契約の終了

### (契約の終了)

第20条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了自由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）又は要支援と判定された場合。
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- (6) 第17条、第20条から第22条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

### (利用者からの中途解約等)

第21条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知します。

- 2 利用者は以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約ができます。
  - (1) 第17条第3項により本契約を解約する場合。
  - (2) 利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合。
  - (3) 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合。

### (利用者からの契約解除)

第22条 利用者は、事業者もしくは職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。
- (2) 事業者もしくは職員が第10条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者もしくは職員が故意又は過失により利用者やその家族に対して、社会通念を悦脱した行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合。
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐

れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

#### (事業者からの契約解除)

第 23 条 事業者は、利用者が以下の事項に該当した場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を維持しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 利用者による、第 19 条により場合（第 16 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- (3) 利用者が、法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

#### (契約終了時の援助)

第 24 条 契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

#### (精 算)

第 25 条 第 20 条第 1 項 2 号から第 6 号により、本契約を終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 11 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算します。

## 第 8 章 その他

#### (苦情処理)

第 26 条 事業者は、利用者又はその家族からの通所介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

2 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

3 利用者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

#### (代理人)

第 27 条 利用者は代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行います。

#### (連帯保証人)

第 28 条 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる債務の元本、債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、債務を負担します。

2 前項の連帯保証人の負担は、その全部に係る極度額を末尾記載の金額と定め、その履行をする責任を負います。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定します。

4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

6 事業者は、契約者等において前条に規定する連帯保証人を立てがたい、真にやむを得ない特別の事情があると認められるときは、連帯保証人を立てないことができます。

#### **(裁判管轄)**

第 29 条 この契約に関する紛争の訴えは、事業所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### **(契約外事項)**

第 30 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

#### **(協議事項)**

第 31 条 この契約に関して問題が生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決します。

#### 改版記録

(履歴は管理台帳による)

第 7 版 この規程は、令和 6 年 8 月 2 日から施行する。

**(連帯保証人の負担極度額)**

※連帯保証人（代理人）の本契約から生じる利用者の債務を負担する

極度額 \_\_\_\_\_ 円を限度とします。

**(契約書署名欄)**

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者等、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有します。

※令和3年度介護報酬及び基準改定等に伴う文書簡略化等に鑑み、記名（印字、ゴム印又は代筆）の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とします。

年 月 日

事業者 住所 秋田県男鹿市角間崎字岡見沢86番地12  
事業者名 社会福祉法人若美さくら会  
代表者名 理事長 大 淵 金 広 印

利用者（甲） 私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人（乙） 私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

兼 ※この欄は、甲に意思能力が認められることを前提に、筆記能力のみが欠けている場合に署名の代行を明らかにするためのものです。甲に意思能力が欠けている場合には、別途後見人の選定を行う必要があります。

連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係（ \_\_\_\_\_ ）